

令和6年（ワ）第4457号 損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

5

準 備 書 面 (2)

令和7年6月 4日

(次回期日：6月27日)

10 東京地方裁判所立川支部民事第3部4B係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 羽 根 一 成



15 原告準備書面(1)に対する被告の主張は従前のおりである。

なお、文書事務の手引（乙1号証）は、東大和市文書管理規則（甲1号証）などの文書事務に関する諸規程の制定趣旨、解釈及びそれに基づく運用等を記したものである。

また、原告の主張によっても、「被告は、・・・原告の作成した「記録について」と「陳述の記録」を並列して審査会に提出することをこの時原告に伝えた」（原告準備書面(1)2頁）というのであり、実際に、令和6年11月5日付で、甲4号証及び甲5号証を東大和市情報公開・個人情報保護審査会委員宛に送付し、共有しているのであるから（乙2号証）、本件音声データが消去されていても、原告の言いたかったことは審査会で共有されるから、原告に慰謝すべき損害があるとはいえない。

20

25

以 上